

令和3年度第2回香川県後期高齢者医療広域連合懇話会書面開催会議概要

1 日 時 令和4年1月26日（水）

2 意見提出依頼委員及び事務局職員

【委員】 荒木委員、植中委員、木村委員、久米川委員、小島委員、近藤委員、辻委員、土井委員、直寫委員、春田委員、福家委員、松尾委員

【事務局】 永正事務局長、川野事務局次長兼総務課長、新開事業課長、高田総務グループリーダー、藤井資格保険料グループリーダー、古田給付第一グループリーダー、大西給付第二グループリーダー、森保健事業グループリーダー

3 次 第

1 議 題

- (1) 令和4・5年度における保険料率について
- (2) その他

【 提出された意見及び事務局回答 】

【委員からの意見】

気になる点としまして、多重診療や薬剤破棄の問題についての改善が必要であると考えます。保険料の割合もそうですが、窓口での支払いが負担になり生活を圧迫するようなことがないような改善としていただきたいです。実際に、高齢夫婦の世帯であったとしても、壮年期の子どもが同居することで年金収入よりも支出額が多いという世帯もあります。高齢の方たちの生活や健康を維持できるような保険料(医療費など)の改善となって欲しいと思います。

【事務局からの回答】

多重診療や薬剤破棄の問題は、本広域連合の第2期データヘルス計画における課題として位置づけ、改善に向けて「重複・頻回受診者訪問指導事業」、「服薬指導事業」を実施するほか、適正受診に関する啓発事業等を行っています。経済的な理由等による未治療者・治療中断者や健康不明者への支援も、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中で、関係市町に積極的に取り組んでいただけるよう後方支援に努めております。

また、「8050問題」のように、高齢者である親の年金で、大人となった子どもの生活を支えるケースが社会問題となっておりますが、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設され、多職種や多機関で支える体制づくりを市町が進めているところです。本広域連合も医療保険者の立場から、連携・協力をしてまいります。

なお、今回の保険料見直しに係る試算においては、令和4年10月1日から導入される窓口負担の見直しによる影響や、診療報酬改定の影響によるものを加味しており、今回一人当たりの医療費としては、ほぼ横ばいを見込んでおります。しかしながら、一人当たりの医療費を被保険者数で乗じて算出するため、医療給付費の増加はやむを得ず、今回の保険料試算結果としましては、被保険者数の大幅な増加が今回保険料上昇となる要因と考えております。

今後とも、医療費の動向を見極めつつ、保険料が被保険者にとって過剰な負担とならないよう努めてまいりたいと存じます。

【委員からの意見】

(1) 「3. 次期特定期間の収支見込」について

歳入 国庫補助金（保健事業関連）

令和 2・3 年度

令和 4・5 年度

274, 176

666, 191

歳出 保健事業

1, 335, 192

2, 455, 010

他の費目に比べて大幅な増加の要因は？

(2) 「4. 保険料増加抑制の財源」について

令和 3 年度末剰余金（見込） 約 25 億 5 千万

この剰余金は何の会計収支によるものか？

(3) 「5. 保険料率の試算」について

① 「(2) 次期特定期間における被保険者数」

令和 4 年度 6, 100 人増 令和 5 年度 8, 000 人増を見込んでいる
が「団塊の世代」を見込んでなのか？

② 「(4) 試算結果」の「所得額総額（限度超過額分控除後）」H
75, 935, 990 の算出基礎は？

【事務局からの回答】

(1) 「3. 次期特定期間の収支見込」について

令和 4・5 年度の保健事業関連の収支が増加した要因は、主に 2 点です。
まず、1 点目は、健康診査事業等に関する収支の増加です。令和 4・5
年度は、団塊の世代が後期高齢者医療制度の被保険者となるため、大幅な
被保険者数の増加を見込んでいます。それに伴い、健康診査・歯科健康診
査等の受診対象者数が増加するため、必要な経費を増額したものです。

2 点目の要因は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」に

取り組む市町の増です。本事業は令和6年度までに全市町で実施することとし、令和2年度は5市町、令和3年度は8市町が事業に取り組んでおります。令和4年度は15市町が事業を実施する予定であり、これに伴い、必要な経費を増額したものです。

また、上記の2事業については、国庫補助金を財源として充当することから、歳出の増にあわせて、歳入についても増額としたものです。

(2)「4. 保険料増加抑制の財源」について

この剰余金は、後期高齢者医療特別会計における、令和3年度末の歳入と歳出を見込んで算出したものです。今回の試算で、剰余金を25億5千万円と見込み、それを財源に充てることで、保険料の増加を抑制したものです。

後期高齢者医療制度では2年毎に保険料の見直しを行っておりますが、前回の見直しにおいても、20数億円を剰余金と見込み、財源に充てて保険料の増加を抑制しております。

(3)「5. 保険料率の試算」について

①「(2)次期特定期間における被保険者数」

令和4年度及び令和5年度の被保険者数の見込みについては、いわゆる「団塊の世代」が毎月75歳に年齢到達し、被保険者となる人数も含まれており、各年度における年間の平均被保険者数としています。なお、この団塊の世代による被保険者数の大幅な増加は、令和6年度まで続くものと見込んでおります。

②「(4)試算結果」の「所得額総額(限度超過額分控除後)」H 75,835,990の算出基礎は？

所得割率を算出するために、被保険者の所得の総額を「試算用所得」として見込み、試算用所得から、基礎控除の額及び保険料の賦課限度額を超過すると見込まれる部分の所得を差し引いた後の金額となります。賦課総額に賦課割合を乗じた「所得割総額」を、この「所得額総額」で除することで、所得割率を算出しております。

なお、「試算用所得」は、現在の被保険者の所得の合計額から伸び率を見込んで算出しますが、当該特定期間における伸び率は、ゼロとして見込んでおります。